

第1回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 1月 5日 (水) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番	白 石 淳 一	3番	遠 西 美 子
4番	石 井 武 久	5番	遠 遠 藤 由 理 子
6番	宮 下 庄 吉	7番	高 井 武 男 子
9番	萩 原 正 道	10番	中 村 武 順 博 長
11番	金 井 繁 行	12番	星 野 博 長
13番	井 上 正 文 (会長)	14番	牛 口 博 長
15番	小 林 由 喜 子		

・欠席

2番	星 野 芳 寿	8番	生 方 芳 光
----	---------	----	---------

・遅刻

・早退

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主幹	真 庭 弘 明
副主幹	佐 藤 エリカ

事務局長	<p>1. 開会前 午後1時30分</p> <p>開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。 本日、2番委員、8番委員より欠席の届出がございました。 在任委員15名中、現在の出席委員は、13名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。 はじめに、井上会長よりごあいさつをいただき、引き続き進行をお願いいたします。</p>
	<p>2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分</p>
議長	<p>3. 議事録署名委員の指名について 午後1時31分</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。 沼田市農業委員会会議規則により、議長において14番牛口長明委員、15番小林由喜子委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>4. 諸般の報告 午後1時33分</p> <p>議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。 事務局より順次、報告をお願いします。</p>
事務局員	<p>(下記について報告)</p> <p>(1) 農地法第3条の3の規定による届出について (2) 農地に該当しないことの証明について</p>
議長	<p>これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。</p>
議長	<p>5. 付議事件 午後1時35分</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。</p>
事務局員	<p>(議案説明2件)</p>
議長	<p>説明が終わりました。審議に入ります。 ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。 まず1番</p>
7番	<p>交換の対象となる土地は農地ですか。</p>
事務局員	<p>農地ではないとのことでした。</p>
7番	<p>わかりました。</p>
議長	<p>続きまして2番</p>
	<p>それでは、お諮りいたします。</p>

議案第1号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

議長

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

1番

確認ですが、写真の赤枠の中が倉庫ですか。

事務局員

木造二階建ての保冷倉庫と軽量鉄骨の三階建ての倉庫となり、底地が農地となっています。

議長

わかりました。

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第2号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

議長

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

続きまして3番

続きまして4番

続きまして5番

続きまして6番

続きまして7番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第3号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

議長

議案第4号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案説明2件)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

なお、各案件の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第5条第1項の規定による許可申請が許可された場合に許可となります。

ここで、提出された1番の案件については6番委員、2番案件については7番委員がそれぞれ現地調査を行っておりますので報告をお願いします。

まず、6番委員をお願いします。

6番

先日推進員と現地を確認し北側は傾斜地で細長く、南側は畑ですが、支障はなかろうかと思えます。

議長

7番委員をお願いします。

7番

先日推進員と現地を確認し、北側は道路を挟んで畑、南側は傾斜地となっており、特に設置したことによって影響は無いと思われま

議長

審査事項の(カ)について、「支柱を含め設備を撤去するのに必要な資力及び信用があること。」とありますが、審査方法はどのようになっていますか。

事務局員

見積書に撤去費用を盛り込み、資金の調達方法を証明で確認することにより審査しています。

議長

わかりました。

では、ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第4号については、申請のとおりこれを認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

議長

議案第5号「農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第5号については、計画案のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農用地利用集積計画(案)について」は、計画案のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

議長

議案第6号「農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第6号については、計画案のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農用地利用配分計画(案)について」は、計画

案のとおりこれを決定し、市長に回答することと決定いたします。

議長

議案第7号「利用状況調査等による農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地に係る非農地判断について」を議題といたします。

事務局員

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。
(議案説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第7号については、別紙土地について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものとして判断することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号「利用状況調査等による農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地に係る非農地判断について」は、農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査等を踏まえ、森林等の様相を呈するなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であり、または、周囲の状況からみてその農地を復元しても継続して利用することができないと見込まれる別紙土地について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものとして判断することと決定いたしました。

議長

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了

午後2時20分

6. 協議事項

7. 連絡事項

- (1) 利用意向調査について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉 会

終了

午後2時58分